令和4年度第　回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和4年8月26日　午後1時45分							
閉 会 日 時	令和4年8月26日　午後3時40分							
場　　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3−A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （17名）	1	南　忠明	2	出口　幸博	3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一	7	中村　耕二		
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章			16	本村　　元
	17	寺坂　誠一	18	林　　賢市	19	山田　勝久		
欠 席 委 員 （2名）	8	山本　実雄	15	尾崎　初雄				
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）								
署 名 委 員	2	出口　幸博	4	平田　光昭				
事　務　局	事務局長:吉田典昭　次長:藤原勝栄　係長:阿野舞子　事務職員:浜上研人 嘱託員　:井川勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:安永係長　奈留:荒木係長 岐　宿:江頭分室長　玉之浦:熊川主査							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 33 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 34 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 35 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 36 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 37 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 38 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 39 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 40 号	農地等の利用の最適化の推進に関する意見について	可　　決
	議案第 41 号	農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の辞任の同意について	可　　決

＝午後1時45分　開会＝

それでは、令和4年度　第5回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数

等のご報告をさせて頂きます。
　本日は、8番　山本　実雄委員、15番　尾崎　初雄委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中17名となります。
　よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

　それでは、これからの総会の進行を会長にお願い致します。

○議長
　皆さんこんにちは。
　出席委員は定足数に達しました。これより、令和4年度第 5 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長
　はじめに、8月からの総会議事録署名委員の指名を行いますが、議長に一任いただけますか。
　ー「異議なし」という者ありー

○議長
　議事録署名委員に、4番　平田光昭委員、2番　出口幸博委員の2名を指名いたします。
　なお、この2名が総会に欠席した場合に署名押印できなくなることから、次席の議事録署名委員を決めておく必要があります。
　次席の1番目の議事録署名委員に5番　荒木富男委員、2番目の議事録署名委員に12番長尾五男委員の順番で指名いたします。
　4名の委員の皆様、来年の 7 月まで 1 年間よろしくお願いいたします。

○議長
　それでは、議案第33号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長
　議案第33号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。
　農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。
　それでは議案について説明します。
　2ページから　5ページをご覧ください。
　今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 13 筆、畑 22 筆、樹園地 1 筆で、面積は 33,397 ㎡となっております。

４月からの累計は、田 33 筆、畑 61 筆、樹園地 1 筆で、合計面積は 77,721 ㎡となっております。

以上です。

○議長

質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第３３号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第３３号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第３４号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局6ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です

8ページをご覧ください。

議案第３４号

1 番　権利：所有権移転　贈与

所在：岐宿町　田1筆　428 ㎡

譲渡理由：農地集団化を図るため、平成 13 年に従兄弟（である譲受人の父)に贈与していたが、名義変更を行っていなかったため、今回、所有権移転を行う。

譲受理由：農地集団化を図るため、平成 13 年に父が従兄弟(である譲渡人)から贈与を受けていたが、名義変更をしていなかったため、今回、所有権移転を行う。

○議長

議案第３４号の１番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

○議長
質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長
では、採決いたします。議案第34号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第34号の1番は許可されました。

○議長
次に、議案第34号2番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
2番　権利：所有権移転　有償　売買
所在：富江町　畑1筆　677 ㎡
譲渡理由：島外に居て管理できないので譲渡したい。
譲受理由：経営規模拡大のため。

8月 17日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第34号2番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
—質疑応答—

○議長
質疑はございませんか。
—挙手なし—

○議長
では、採決いたします。
議案第34号2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第34号の2番は許可されました。

○議長

次に、議案第35号、「農地法第第4条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。9 から 10 ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、11 ページの議案第 35 号の 1 番をご説明いたします。

所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。

申請地は、現状のまま利用し土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより、近隣農地の営農等への影響はないと思われます。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は、ございません。

以上です。

○議長

次に、議案第35号に対する山内地区協議会会長の報告を求めます。

□山内地区協議会会長

山内地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第35号の1番について、当協議会は去る8月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で山内地区協議会の報告を終ります。

○議長

山内地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。

議案第35号に対する山内地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第36号、「農地法第第5条の規定による許可申請に係る意見について」を審議します。

なお、本案につきましては、1番○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、14 ページの議案第 36 号の 1 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

以上です。

○議長

次に、議案に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長（長尾委員）

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第36号の1番について、当協議会は去る8月17日現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、採決いたします。
議案第36号の 1 番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第36号の1番は、許可相当と決しました。
1番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1番出席－

○議長

次に議案第36号2番以降を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、15 ページの議案第 36 号の 2 番をご説明いたします。
申請地は、平成 12 年 2 月頃から当該地を駐車場用地として使用し現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で市役所の支所からおおむね 300m以内の農地にあり第 3 種農地であります。
転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も駐車場として使用しますので被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水についての発生はございません。
最後に、16 ページの議案第 36 号の 3 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま利用し、緩衝地を設け、また、一部擁壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。緩衝地を設けることにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活

雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
以上です。

○議長
次に、議案第36号の2番から3番に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
はじめに、議案第36号の2番に対する富江地区協議会会長代理の報告を求めます

□富江地区協議会会長代理
富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第36号の2番について、当協議会は去る
8月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で富江地区協議会の報告を終ります。

○議長
富江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、つづきまして、議案第36号の3番に対する山内地区協議会会長の報告を求めます。

□山内地区協議会会長
山内地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第36号の3番について、当協議会は去る8月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で山内地区協議会の報告を終ります。

○議長
山内地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第36号の2番から3番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
—「異議なし」の発言あり—

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第36号2番から3番は、許可相当と決しました。

○議長
次に、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい。議長
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
17、18 ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。
以上です。

○議長
それでは、議案37号の1番を審議します。
なお、本案については、6番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－6番退席－
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、議案についてご説明いたします。 19 ページをご覧ください。

申請番号 1 番　　申請地　　畑 3 筆　12,707 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
新規 1 筆、更新 2 筆で、契約内容は賃貸借権となっております。

申請番号 1 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第37号の1番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第37号の1番は、原案のとおり可決されました。
6番○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
－6番出席－

○議長
続きまして、議案37号の2番1以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
続きまして申請番号2番以降をご説明いたします。
2 番 1　申請地　畑 1 筆　1,754 ㎡
2 番 2　申請地　畑 1 筆　3,430 ㎡
2 番 3　申請地　畑 2 筆　2,833 ㎡
以上、2 番 1 から 2 番 3 については、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番　申請地　畑 1 筆　1,900 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番 1　申請地　畑 1 筆　2,591 ㎡
4 番 2　申請地　畑 3 筆　6,014 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
4 番 3　申請地　畑 3 筆　10,352 ㎡
4 番 4　申請地　畑 5 筆　12,785 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
4 番 5　申請地　畑 1 筆　3,210 ㎡
4 番 6　申請地　畑 2 筆　4,548 ㎡
4 番 7　申請地　畑 2 筆　6,606 ㎡
4 番 8　申請地　畑 2 筆　8,033 ㎡
4 番 9　申請地　畑 1 筆　2,713 ㎡
4 番 10　申請地　畑 1 筆　2,619 ㎡
4 番 11　申請地　畑 2 筆　2,813 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
4 番 12　申請地　畑 2 筆　5,121 ㎡
4 番 13　申請地　畑 2 筆　3,541 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。

4 番 14　　申請地　畑 1 筆　2,527 ㎡
4 番 15　　申請地　畑 1 筆　6,677 ㎡
以上、4 番 1 から 4 番 15 については、新規が 4 番 2、4 番 4、4 番 7、4 番 11、4 番 12 の 1 筆、4 番 13 の 1 筆、4 番 14 でほかは更新、契約内容は、賃貸借権が 4 番 3、4 番 8、4 番 15 で、ほかは使用貸借権となっております。

5 番 1　　申請地　畑 1 筆　5,518 ㎡
5 番 2　　申請地　畑 4 筆　11,641 ㎡
5 番 3　　申請地　畑 8 筆　13,957 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
5 番 4　　申請地　畑 3 筆　3,081 ㎡
5 番 5　　申請地　畑 4 筆　6,335 ㎡
5 番 6　　申請地　畑 4 筆　6,510 ㎡
以上、5 番 1 から 5 番 6 については、新規が 5 番 3、5 番 5 の 1 筆でほかは更新、契約内容は賃貸借権となっております。
6 番　　申請地　畑 2 筆　12,925 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
7 番　　申請地　畑 3 筆　6,412 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

8 番　　申請地　畑 3 筆　9,404 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

9 番　　申請地　田 1 筆　1,008 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

10 番　　申請地　畑 1 筆　3,239 ㎡
契約内容は売買となっております。

11 番 1　　申請地　畑 2 筆　4,171 ㎡
11 番 2　　申請地　畑 1 筆　2,164 ㎡
以上、11 番 1、11 番 2 については、契約内容は売買となっております。

申請番号 2 番 1～11 番 2 につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の⑴の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第37号、貸借(たいしゃく)権設定の2番1から9番、所有権移転の10番から11番2については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号の2番外31件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第38号「農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に、誤りがありましたので訂正をお願いします。

38号の申請番号1番2、1番3について、現況地目および利用目的が「田」となっていますが、これは誤りで、正しくは「畑」となります。

これに関連して、36ページからの議案第39号の申請番号1番2、1番3についても、現況地目および利用目的が「田」となっていますが、これは誤りで、正しくは「畑」となります。

参照条文につきましては、議案第37号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1番1　申請地　畑1筆　1,302㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。

1番2　申請地　畑1筆　740㎡

1番3　申請地　畑1筆　1,170㎡

1番4　申請地　畑2筆　4,316㎡

1番5　申請地　畑2筆　3,924㎡

1番6　申請地　畑1筆　1,312㎡

1番7　申請地　畑1筆　1,733㎡

1番8　申請地　畑1筆　2,095㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。

1番9　申請地　畑1筆　5,056㎡

以上、1番1から1番9の契約内容は、賃貸借権となっております。

申請番号1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第38号、貸借(たいしゃく)権設定の1番1から1番9は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号の貸借(たいしゃく)権設定の1番1外8件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第39号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。35 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 38 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。36 ページをご覧ください。

1 番 1　申請地　畑 1 筆　1,302 ㎡
1 番 2　申請地　畑 1 筆　740 ㎡
1 番 3　申請地　畑 1 筆　1,170 ㎡
1 番 4　申請地　畑 1 筆　2,095 ㎡
1 番 1 から 1 番 4 の契約内容は、賃貸借権となっております

2 番　申請地　畑 2 筆　4,316 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

3 番　申請地　畑 2 筆　3,924 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

4 番　申請地　畑 1 筆　1,312 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

5 番　申請地　畑 1 筆　1,733 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

6 番　　申請地　　畑 1 筆　　2,423 ㎡
契約内容は、解除条件付の賃貸借権となっております
7 番　　申請地　　畑 1 筆　　5,056 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

申請番号 1 番 1 から 7 番までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第39号1番1から7番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第39号1番1外9件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第40号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第 40 号農地等の利用の最適化の推進に関する意見について説明いたします。
41ページをご覧ください。
本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 38 条に、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とあります。この法律の規定により行うものです。

内容につきましては、42ページをお開きください。
去る8月2日農業委員会運営委員と認定農業者協議会役員・市農農林課・JAごとうとの意見交換会を開催し、その内容を基に農業委員会で取り纏めを行い作成しております。
主な内容としましては、
1. 担い手農家の育成について
2. 農地基盤整備事業の推進と維持管理対策について

３．有害鳥獣対策について
４．農地中間管理事業の推進について
５．農畜産物の輸送コスト助成及び販路拡大について
６．農業の繁忙期等における人材確保について
７．肥料及び飼料の価格高騰の抑制対策について
この7項目でございまして、
「３．有害鳥獣対策について」の中で、イノシシ・シカの捕獲報奨金に係る国県補助金の確保及び事業で整備した侵入防止柵が耐用年数を迎える前に補修が必要になった場合の必要資材等の支給について、「５．農畜産物の輸送コスト助成及び販路拡大について」の中で、高騰が続いている肥料及び飼料等の移入コスト(島外からの輸送)についても軽減対策に取り組んでいただきたいこと、この二つを要望の中に加え、今回新たに、7番目の「７．肥料及び飼料の価格高騰の抑制対策について」を追加し案を作っております。
以上が意見書の案でございます。本日、可決承認いただければ、後日、市長へ意見書の提出をすることにしております。
また、長崎県農業会議を通じて、１１月に予定している県知事への「意見書」に反映させるとともに、来年5月の全国農業委員会会長大会において「政策提案」として集約し、国や県選出国会議員に対する要望活動を行うことにしております。
以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第４０号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第４０号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」は、原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第４１号「農業委員会委員及び農用地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 41 号農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の辞任について
それでは、44ページをご覧ください。
農業委員の辞任届が、今月 10 日付で本人から市長へ提出されました。富江地区の尾崎初雄委員さんです。6 月頃から体調を崩されていました。経過を見守り復帰されることを話してきたのですが、どうしても今後の活動も困難であるということです。委員の辞任は、農業委員会法第 13 条で「正当な事由があるときは、市長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる」となっております。辞任の理由が正当であるかどうかは、社会通念に従い判断すべきで、農業委員会の同意は総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席者の過半数の賛成によって行うことになっております。これまで、会長などとご自宅を訪問したりしてきましたが、やむを得ない事情と判断し事務局では辞任届を受理しています。
また、7月20日に農地利用最適化推進委員の平山勇市委員からも一身上の都合との理由で辞任届が提出されました。会長、事務局員が何度か話しをさせていただきましたが、どうしても続けることが難しいとのことでしたので、事務局では正当な理由であると確認しました。
農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、農業委員会が、この辞任届に対し同意するとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。
なお、総会前に開催した運営委員会においても同意をいただいております。以上です。
また、欠員については速やかに募集の手続きを進めていきたいと考えています。
以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

□○○委員
どのような理由だったのでしょうか。

○議長
尾崎委員は病気を患っております。脳梗塞を患いまして退院してきていますが、車の運転も今のところ出来ない。階段はあがれるみたいですが、厳しい。
平山委員は本人がどうしてもやっていけないという形で出ています。
今委員の後任を探していますが少し時間がかかると思います。早くても三月ではないかなと。

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第41号「農業委員会委員及び農用地利用最適化推進委員の辞任の同意について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
それでは、8月26日をもちまして、辞任に同意したとさせていただきます。あとは、事務局の方で市長部局とも、手続きを進めてください。

○議長
議題は以上で終了いたしました。

○議長

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

⑴ ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
⑵ 会議等報告・予定について
⑶ 農地所有適格法人要件確認について
⑷ 五島市農業委員会委員互助会収支決算書の承認について
⑸ 五島市農業委員会委員積立金収支決算書の承認について
⑹ 農業委員、推進委員の公務災害補償制度への加入について
⑺ 農地法第5条の規定による許可処分の取消願
⑻ 非農地証明書交付願について
⑼ その他

について報告

○議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度第5回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 3 時 40 分　閉会＝